

## 七、春日山城関係史料

(裏書)

長尾弥四郎殿

「永正十年十月廿六日到来」

春日山城、城下町に関する史料の一部を列記し、春日山城研究の一助にしたい。史料中の――は、拙者がつけたものである。

(1) 永正十年(一五一三)十月十三日、守護上杉定実が春日山に登城、為景は定実を堀内(城内)に移す。(『上杉家文書之一』二一四。二一七頁。越佐史料卷三。五九九頁)

去廿一被逐一戰、敵數多被討取之由候、誠御動心地好存候、尚以堅固之御動、此度其口之罕人共不漏御刷專一候、仍爰元之儀、去十三、以不思儀之子細、上様春日山へ御定実、當日先以返馬、御要害へ覃誥陣、以刷無相違上登城候、房忠致御供令歸荷候、今夕為景堀内城カへ奉移、明日者、向宇佐美在所可進陣分候、定此方之義可御心安候、万端取亂候間、早々啓候、恐々謹言、

(永正十)  
十月廿三日

彈正左衛門尉

(辰尾)  
為景(花押)

(3) 年不詳 七月十四日、長尾為景が春日山に帰城す。  
(『伊達家文書』越佐史料卷三。六一一頁)

□尾信濃守有子細、春日山へ帰城、定而從敵方別條様可有申下義候、就左様之事、其口御行延引候てハ曲有間敷候、味方一人も無越度候、以後其信有間敷候、御合力可被急事肝要候、恐々謹言、

七月十四日

玄繁(花押)

謹上 伊達左京大夫殿

(上略)乍去道七死期之刻、膝下迄凶徒勦至體ニ候間、寔著甲冑調葬送候キ、其以後兄ニ候晴景病者故歟、奥郡之者、不遂上府、号間之宿意、我儘之勤無際限候、宗心乍若輩、且先考、且名字存瑕瑾故、不団令上府、春日山罷移、何与哉覽國中如形靜謐、各茂至昨今迄先以被致馳走分ニ候歟、(下略)

(朱書)  
〔弘治二年〕  
六月廿八日  
長慶寺衣鉢侍者禪師

長尾弾正少弼入道  
(景虎)

宗心

(4) 年不詳、十月二十三日、上杉定実は春日より長尾為景に近況を報告す。(『上杉家文書之一』四二七。四〇四頁。越佐史料卷四。二一頁)

十月廿三日

(長尾)  
信濃守

殿

(書入)「上杉定実法名」  
玄清(花押)

其地歎退散、奥方所々御本意之由、其聞得候、如此頓道行候事、誠以奇特乞とく迄候、御留守中無何事候、おさなき御かた御堅固候、可有御心安候、恐々謹言、

当地春日山へ相移候段、被仰聞召示給候、祝著至極候、然者御口上之旨、具承候、於巨細者、庄新左衛門可申入候、閣筆候、恐々謹言

(2) 永正十年十月十三日、守護上杉定実春日山登城のこと。前記史料と同様の内容である。(『福王寺文書』越佐史料卷三。五九九頁)

切紙具披見、於河沼一戰、敵數多討捕之由、誠以心地好候、房景備中方申合、此度罕人衆不漏様其刷專一候、仍去十三日、上杉定実上様春日山御登城申候、則帰府、十九日及進陣、廿二日御刷、上様御出城無相違致御供、今日為景城内江奉移、明日向宇佐美在所、可進陣分に候、爰元可心安候、上田口事弥以堅固、房長家風中へ可申越候、巨細猶長授院可申遣候、謹言、

(永正十)  
十月廿三日

為景判  
(長尾)

福王寺掃部助殿

(1) 永正十年(一五一三)十月十三日、守護上杉定実が春日山に登城、為景は定実を堀内(城内)に移す。(『上

九頁)

春日山に登城、為景は定実を堀内(城内)に移す。(『上

九頁)

(天文十八) 正月四日

景虎 (花押)

上野源六殿

(7) 天文十七年十二月三十日、長尾景虎は春日山城主となる。(『上野文書』越佐史料卷四。二頁)

態御飛脚、則御書中之旨、令披露候處、一段快然之由被直報候、仍如仰從屋形様御詫を以、御無事相調、晦日當地鉢峰<sup>(春日山城)</sup>へ御移候、寔目出被思召候、然者從去秋御理之段、条々申旧候、畢竟其許之御加世儀簡要存斗候、此方御取合之義者、可有御心安候、毛頭不可有如在、目出重而可申入候、恐々謹言、

正月四日

庄新左衛門尉

実乃 (花押)

上野源六殿

參御報

(8) 天文十七年十二月三十日、長尾景虎は春日山城主となる。(『上野文書』越佐史料卷四。二頁)

当地春日山へ相移之段、被得聞召、示給候、祝着至極候、然者御口上之旨、具承、是又満足存候、於巨細者、庄新左衛門可申入候間、閑筆候、恐々謹言

正月四日

平三 (長尾)

景虎 (花押)

中条玄蕃允殿

同左近將監殿

上野 源六殿  
御報

態御飛脚、則披露申處、一段被成御満足候、今度屋形様御刷を以、早速御無事相調、春日山へ御登城、定可為大慶候、此方御取合之事者、庄新畢竟可相持之段被申事候、可有御心安候、重而其元之様躰懇可被仰越候、恐々謹言、下条新右衛門

義勝 (花押)

上野源六殿

家成

(9) 永禄三年(一五六〇)八月二十五日、景虎は関東出陣にあたり、留守将に綻を出した。(『上杉家文書』越佐史料卷四。二五二頁)

在陣留守中綻之事

一残置留守中、各且自専、且軍役方儀与云、分限相当之

外、一廉有過上人數已下、爾<sup>ハ</sup>与可被為在府事、

一春日山要害普請等、不可有油斷事

一諸郷内人脚等之義、檢見之者一人宛被差添、郷司小使

堅可被相触事、但五十公郷除之事

一於万二不慮之儀出来者、頸城郡地下人、春日山へ可被入置事、

一就諸篇現無道狼藉族、不嫌甲乙人、於立所、可被加成

敗、若以偏頗、被拘置者、帰陣之上其主人へ一段可及

横振事、

一今度留守衆之内、有見除無沙汰の方有之者、無私曲陣

所へ速可有注進事、

一於何事も、各以談合、孰善而棄惡、可被及其愛、若以

援々覺悟無同心、吾儘之擬方不致隱密、檢見之者共以交名陣中へ可注進旨、申付之事、

一信州之義、爰元之衆、以輪番不打絶号物見動、高梨源太方へ可被合力事、

一城山竹木不可被為剪採事、

右可被守此条々、為檢見、荻原掃部助・直江<sup>(実綱)</sup>与兵衛尉・吉江<sup>(景資)</sup>織部助残置之上、分別簡要候也、仍如件

永禄三

八月廿五日

景虎 (花押)

桃井右馬助殿

長尾小四郎殿

黒河<sup>(実氏)</sup>竹福殿

柿崎<sup>(景家)</sup>和泉守殿

長尾 源五殿

(10) 永禄五年(一五六二)二月二十七日、関東在陣中の輝虎(上杉謙信)は、府内・春日の火の用心と春日山城の普請等を命じた。(『聴涛閣集古文書』越佐史料卷四。三八〇頁)

(代参) たひまいりとして、御<sup>(被)</sup>はらいこし候、よろこひ入候、仍  
 (館林) たちはやしそなゑけんこにゆひ付、たしまのかみにあつ  
 け置候、ちやういの御事、ここもとへひつとり候、かれ  
 これこもとのそなへのき、てかたく候あいた、こころ  
 やすかるへく候、さて又そともと、ふない・かすかのひ  
 のようちんの事、かすかのやまのふしんの事、く羅しま  
 づかた、な越江<sup>(直江)</sup>へ・おきハラ多んかういたし、かたくこれ  
 を申つけへく候、いせん古し候つかいのもの、ようしゆ  
 候間、いまにこそ元にとめ候、こさい九郎太郎・清介と  
 ころより申こすへく候、謹言、  
 (永禄五) 弐月廿七日

藏田五郎左衛門尉とのへ

(輝虎)  
 (花押)

(12) 永禄五年三月十五日、関東在陣中の輝虎は、春日・  
 府内・善光寺門前の警備を厳重にせよと命じた。(『上  
 杉家文書之三』二六九頁。『歴代古案』越佐史料卷四。  
 三八五頁)

春日・府内・善光寺門前、其外所々火之用心之義付<sup>而</sup>  
 重申遣候、以時夜行立之、堅可及其政道候、惣別日暮候

岩船藤左衛門尉殿  
 吉江中務丞 殿

(13) 永禄七年(一五六四)二月二十九日、謙信は留守將  
 長尾政景に春日山城の普請を命じた。(『上杉文書』越  
 佐史料卷四。四六七頁)

一、志ものくらにいけさせ候代物をも、いつれをも実城  
 におくへく候、とても越前守な越へ又遠江守其方何もお  
 き候、やかて柿崎にそへ、二人も三人も可返候間、はち  
 が見祢の事ハいかにもふ志んさへよく候ハハ、ひきあけ  
 てもたせ候ニおるてハ、けんこたるへく候、そのうへお  
 はた人こく不のいもうとおき候間、このもの共志せんの  
 事も候てちそくにおよふ歟、又おのくそもとにさし  
 おくもの共、かつはうにいたつてハ、輝志たくも入さる  
 事ニ候間、おのくかくこさへす己り、はちか見祢をま  
 くらにすへきとおもひきり候ハハ、ことく志たくの  
 物ともをは、はちか見祢におくへく候、ひつきやうハ火  
 事の用心かん要候、くらにおき候もの共にも、たんかう  
 候て、はちか見祢ゑあけ、志かくらにつめ候て、用心  
 いたすへきよしゆひ付へく候。

一、大宮坊の志ゆ多いの事ハ、まつもつて無用にて候、  
 里やう人たんかう候て、くら田に阿づけへく候、  
 一、この方より申こさす候とも、あきちけん所に候ハハ、  
 一、ここもとひき阿け候て、当月廿日ころには帰府すへ  
 く候間、可心安候、いかにもくここもとの仕合共見事  
 にそなへな越り候条、是又可心安候、そのちふんたんか

去月十二日てう所を以ゆひ越候事、いさへ聞届候、一、  
 普請と死守を嚴命した。(『歴代古案』越佐史料卷四。  
 四六八頁)

(14) 永禄七年三月四日、関東在陣中の輝虎は春日山城の  
 普請と死守を嚴命した。(『歴代古案』越佐史料卷四。  
 四六八頁)

上田衆はいたうの日記ハ、このうちまいにハとうふん  
 二候つるか、大小候問い合わせんすへく候哉、

(代参) たひまいりとして、御<sup>(被)</sup>はらいこし候、よろこひ入候、仍  
 (但馬守) たちはやしそなゑけんこにゆひ付、たしまのかみにあつ  
 け置候、ちやういの御事、ここもとへひつとり候、かれ  
 これこもとのそなへのき、てかたく候あいた、こころ  
 やすかるへく候、さて又そともと、ふない・かすかのひ  
 のようちんの事、かすかのやまのふしんの事、く羅しま  
 づかた、な越江<sup>(直江)</sup>へ・おきハラ多んかういたし、かたくこれ  
 を申つけへく候、いせん古し候つかいのもの、ようしゆ  
 候間、いまにこそ元にとめ候、こさい九郎太郎・清介と  
 ころより申こすへく候、謹言、  
 (永禄五) 弐月廿七日

藏田五郎左衛門尉とのへ

(輝虎)  
 (花押)

(12) 永禄五年三月十五日、輝虎(花押)

春日・府内・善光寺門前、其外所々火之用心之義付<sup>而</sup>  
 重申遣候、以時夜行立之、堅可及其政道候、惣別日暮候

岩船藤左衛門尉殿  
 吉江中務丞 殿

(13) 永禄七年(一五六四)二月二十九日、謙信は留守將  
 長尾政景に春日山城の普請を命じた。(『上杉文書』越  
 佐史料卷四。四六七頁)

一、志ものくらにいけさせ候代物をも、いつれをも実城  
 におくへく候、とても越前守な越へ又遠江守其方何もお  
 き候、やかて柿崎にそへ、二人も三人も可返候間、はち  
 が見祢の事ハいかにもふ志んさへよく候ハハ、ひきあけ  
 てもたせ候ニおるてハ、けんこたるへく候、そのうへお  
 はた人こく不のいもうとおき候間、このもの共志せんの  
 事も候てちそくにおよふ歟、又おのくそもとにさし  
 おくもの共、かつはうにいたつてハ、輝志たくも入さる  
 事ニ候間、おのくかくこさへす己り、はちか見祢をま  
 くらにすへきとおもひきり候ハハ、ことく志たくの  
 物ともをは、はちか見祢におくへく候、ひつきやうハ火  
 事の用心かん要候、くらにおき候もの共にも、たんかう  
 候て、はちか見祢ゑあけ、志かくらにつめ候て、用心  
 いたすへきよしゆひ付へく候。

一、大宮坊の志ゆ多いの事ハ、まつもつて無用にて候、  
 里やう人たんかう候て、くら田に阿づけへく候、  
 一、この方より申こさす候とも、あきちけん所に候ハハ、  
 一、ここもとひき阿け候て、当月廿日ころには帰府すへ  
 く候間、可心安候、いかにもくここもとの仕合共見事  
 にそなへな越り候条、是又可心安候、そのちふんたんか

者、町人衆も往行可相止候、如何共祢らい候て、火付可  
 及成敗候、あやしき者目合申候ハハ、不及註進、於立所  
 可成敗候、若又町かたの者と見成候者、からめおき、せ  
 んさく可申候、からかい候ハハ、是をも立所にて可有成  
 敗候、少も油断存候て、不可有其曲候、善光寺町に、信  
 州の者共おおく候間、やき取などに火付候事も可有之候、  
 心させへく、府内へも可申触候、自然何事も於有之ハ、  
 火出候者、双方三間之者共可及成敗候、是も兼申ふれ用  
 如來堂ヲけんこにいたすへき由、新發田所へかたく可申  
 届候、奉公人・らう人共候とも、あやしき者=ても候ハ  
 ハ、無是非可成敗候、往ふく以下迄も入念候て、せんさ  
 く簡心候、此段尾張守かたへも可申候、此外不申遣候、  
 謹言、  
 (永禄五) 三月十五日 輝虎(花押)

金津新兵衛尉殿  
 本田右近允<sup>(弘雅カ)</sup> 殿  
 吉江織部佐<sup>(景淳)</sup> 殿  
 小中大藏丞<sup>(新發田長敷)</sup> 殿  
 吉江民部少輔殿  
 高梨修理亮 殿

うすへく候間、早々謹言

三月四日

虎

藏田五郎左衛門とのへ  
萩原伊賀守とのへ

（輝虎）

⑯ 永禄七年三月二十四日、関東在陣中の輝虎は、沼田城から長尾政景に府内・春日の警備を厳重にするよう命じた。（『榆井文書』越佐史料卷四。四七三頁）

（輝虎）

去三日之切書、今日八到著披見、信州境並越中国無事、

府内・春日用心以下無油断之由、(肝)簡要之至候、如來札小山之事、頻而惱望之間、任其意候、佐野も佗言半候、桐生事者令出仕候、然間一昨日厩橋へ納馬、今夕倉内(沼田)へ著城、明日可越山候、可心安候、猶河田(長親)豊前可申候、謹言、

卯月(永禄七)八日

輝虎（花押）

長尾越前守殿

⑯ 永禄七年八月二十四日、信濃在陣中の輝虎は、春日山城の大門・大手門・城普請を嚴命した。（『歴代古案』信濃史料第十二卷。五三二頁）

（輝虎）

（政景）

長尾越前守殿

去廿五、息三郎於御城中、被遂御祝儀之由、誠以千秋万歲之至、於愚老本望滿足不過之候、近日以使者、御祝儀可申展候、氏政者、歎陣程近遂對陣間、此度不及御返事候、非無沙汰候、聽而以使可申入候、愚老相心得可申達由候、恐々謹言、

⑰ 元亀元年（一五七〇）四月二十五日、春日山城中において三郎景虎（北条氏康の子）の祝儀がおこなわれた。氏康は深謝した。（『上杉家文書之一』六〇九。五八五頁。越佐史料卷五。二九頁）

（輝虎）

藏田五郎左衛門殿

五月十二日

氏康（花押）

（輝虎）

山内殿

⑰ 元亀二年（一五七一）五月二十日、上杉謙信は春日山城を出発して関東へ出陣しようとした。（『松平義行所蔵文書』越佐史料卷五。八二頁）

（輝虎）

（政景）

山内殿

⑲ 元亀三年九月十八日、越中在陣中の謙信は、春日山城の警備を厳重にするよう命じた。（『上杉家文書之三』一三頁。越佐史料卷五。一三七頁）

（輝虎）

（政景）

山内殿

追而、先衆者定而其地江可打著候、諸軍悉自己前つれ立候間、諸衆も近日可越山候、身之事、(二十二日)明後当地春日山を打立、(東頸城郡)松山を直、以夜張日、(ママ)至干塩津可著馬候、此度者諸勢(ママ)行而進候間、越山不可移時日候、可心安候、此由(輝虎)也可申越候、又其許より目付を指越、敵之様體正説聞届注進專一候、不限其方に其地之城衆手寄々に目付を指越、、、敵之模様実所聞届、可注進候由可申候

細々音問喜悅候、府内・春日火之用心無油断其心懸專一候、大門・大手門何も急度可申付候、普請以下是又愈不可油断候、当口之事者、(信玄)更級郡迄出張候得共、無差引徒数日送り候、此上猶以不可有差義候、敵之刷、言語不似體候、可心安候、巨細各可申遣候也、謹言、

追而、門番以下、急度可申付候、新発田尾張守小使之者共ニも能々加意見尤候、以上

（永禄七）

八月廿四日

輝虎（花押）

五月廿日

謙信

（輝虎）

守殿

追而、先衆者定而其地江可打著候、諸軍悉自己前つれ立候間、諸衆も近日可越山候、身之事、(二十二日)明後当地春日山を打立、(東頸城郡)松山を直、以夜張日、(ママ)至干塩津可著馬候、此度者諸勢(ママ)行而進候間、越山不可移時日候、可心安候、此由(輝虎)也可申越候、又其許より目付を指越、敵之様體正説聞届注進專一候、不限其方に其地之城衆手寄々に目付を指越、、、敵之模様実所聞届、可注進候由可申候

重而申遣候、夕部自敵落來者申分者、當月中ニ大手口へ信玄可打出候、物裏を可見由申候、何方ニ而も奉公同事候、為如何も、頸城・春日山凶事出来候者、労功有間敷候、早々春日山へ移、(景綱)江談合候而、用心簡要候、一人も爰元ヨリ返候者共、在郷江返間敷候、身之事者、爰元見合可帰城候、一足も身之出候得者、爰許敗軍之様ニ見え申候、浅間敷牀候、身之背下知、一人も爰元へ越候者、口惜候、其元之用心、千言万句候、山吉者も聽而可返候、昨晩江馬方被打着候、為此迎源五方被越候へ者、自敵陣可乘切様ニ見へ候つる間、出備候得者、あなたヨリ此方之武見之衆へ押懸候、(河田長親)豊前守者共助合、敵十余討捕(越中)富山へ押籠候、其時忽備敵出候つる、身之事者、見知不申候、(伯耆守)吉益・五十嵐申分者、三千不足之由申候、又身之見量ニハ、四千内外之由見切候、兎角ニ四万・三万与申つる趣、不審ニ候、跡之陣ニ者、小旗も人数も一切無之候つる、昨日自未明、小旗を巻、(日、越中)火宮筋へ無際限敵帰候、

是ハ越前衆敗軍共申候、又増山衆<sup>(越中)</sup>拵陣共申候、又能州當

方江連々被申候るが、加様之儀ニ付而共申候、其故敵

之人数無衆ニも候歟、不審ニ候、万吉重而、謹言、

追而、爰元者可心安候、見詰候間、留守中さへ来月十

日比迄無事ニ候者、本意者疑有間敷候、以上、又申候、

此方之人数ヨリはツくん無少候、以上、又申候、其元

火急之義候ハハ、当陣へ増人數可越候、其人数先留置、

其元之用所ニ可立候、又無事ニ候者、此方へ可越候、

称知<sup>(糸魚川市)</sup>ハ黒龍衆差越候、不動山<sup>(糸魚川市)</sup>へ者庄田<sup>(秀定)</sup>守越候間、

本庄<sup>(秀綱)</sup>清七郎をば春日山<sup>(秀定)</sup>へ可召寄候、開發も同前ニ可召

寄候、以上

元龜三

九月十八日

謙信(花押)

山吉孫<sup>(豊守)</sup>次郎殿  
河田対馬守殿<sup>(吉久)</sup>  
北条下總守殿<sup>(高常)</sup>  
専柳<sup>(山崎秀仙)</sup>齊<sup>(頭景)</sup>  
長尾喜平次殿<sup>(上杉景勝)</sup>

20 元龜三年九月十八日、越中在陣中の謙信は、戦況を報じ、春日山城の警備を厳重にするよう命じた。(『歴

21 天正元年(一五七三)四月二十一日、謙信は越中より春日山城に帰り、ついで武田信玄・北条氏政を攻滅することを小田守治に報じた。(『歴代古案』越佐史料卷五。一七五頁)

不思議之世上故、其以来者不申届口惜候、仍、去秋越中表へ出馬、向敵地数ヶ所向地取立、暫可立馬處、可有其聞候、信玄<sup>(武田)</sup>向遠州・参州立武色之条、徳川家康・織田信長依好誼、家康・信長無二無三信玄ニ事切、当方江入魂、信玄可押詰内談事終而、信長意見早々從越中愚老納馬、関・信当秋一功肝要候、左候者、家康申合從參・濃後詰辯分可致之由堅候、殊上口之儀者小敵、於信玄擊者以其鉢不及弓箭可消由候之条、城々ニ人数無不足籠置、当廿一至干春日山納馬候、信玄事者、信長・家康令談合輒候、氏政者、信玄押詰候者、以其足けた越すへく候、兎角ニ只今之分ニ有之者、関東無正体候条、此度有御分別、其筋被執縄、当群出<sup>(郡カ)</sup>越山者一際御稼肝心候、依此挨拶重而可申候、恐々謹言、

天正元年四月廿四日

小田太良殿

謙信

代古案』越佐史料卷五。一三九頁)

如啓先書、内々おし付て可相越處、敵陣殊外もミ、人数

引たなひき、火宮筋へ引入候、兎角敵敗北、五日之内之

由、自敵懸入者申候、縱、頸城無何事候共、早々春日山

へ移候て、直江談合用心簡要候、一時之内ニ、留守中大

事者不被知候、爰元者敵之様、昨日見帰、敵無衆安堵申

候、始奥衆、身之可帰由申候へ者、無正体候間、先以見

合候、一人も爰元へ越、留守中何事も候者、旁々如何様

之奉公候共、崩備口惜候、早々春日山へ可移候、万吉重

而はやく三人飛脚を越候歟、參著候哉、無心元候、謹

言、

追而申、中間屋地新四郎申様ニ而、対馬守越候便状之返事候、以上、

九月十八日

山吉孫次郎殿

河田対馬守殿

北条下總守殿

専柳<sup>(山崎秀仙)</sup>齊

謙信

長尾喜平次殿

山吉孫次郎殿

河田対馬守殿

北条下總守殿

専柳<sup>(山崎秀仙)</sup>齊

謙信

22 天正元年五月十四日、上杉謙信は春日山城の実城、二ノ郭、三ノ郭に堀を造るよう命じた。(『横沢文書』越佐史料卷五。一八〇頁)

- (官崎) (者) やさきのもの一つになり、(走廻) (廻) はしりめぐらせへく候、又(直江) (景綱) (鮎川盛長) (越) (普請) (堅固) まと、(孫二郎) (越) (普請) (堅固) みちやうハ申に於よはす、二のくるわ、三のくるわまで、(宮崎) (衆) (境) (宮崎) (さかひ・みやさき) へいに申つけへく候、又(陣) (衆) (境) (宮崎) (さかひ・みやさき) の竹木(伐) (伐) (村要害) きてあさに見なすものニ候、(伐) (木) (大和) (無道) (大和) のたん申、せいたうさせへく候、又ふたうなきやうに申付させへく候、謹言、
- 追而、河田対馬守かたへ文をこし候、(直) (届) ちきにととけへく候、以上 (天正元)
- 五月十四日 河隅三郎左衛門殿 謙信
- 庄田隼人殿
- 23 天正六年(一五七八)三月二十四日、上杉景勝は春日山城主になつたことを小島職鎮に報じた。(『上杉家文書之二』六七二。八七頁。越佐史料卷五。四五二頁)
- 24 天正六年四月三日、上杉景勝は春日山城主に就任したことを芦名盛氏に報じた。(『上杉家文書之二』六七三。八八頁。越佐史料卷五。四六七頁)
- 25 天正六年四月二十日、本庄繁長は上杉景勝の春日山城主就任を祝した。(『吉江文書』越佐史料卷五。四五三頁)
- 26 天正六年五月二十九日、武田勝頼は北条氏政の要請で上杉景虎を援けて信越国境に兵を出した。この日、景虎はこれを芦名盛氏に報じた。(『歴代古案』越佐史料)
- 27 天正六年五月廿九日 卵月三日 (天正六) 景勝(花押) 卷五。五〇七頁)
- 芦名四郎殿
- 28 天正六年五月十六日 (全長) (花押) 今日、敵相勧候之處、於春日中屋敷盡粉骨、無比類走廻、感入候、謹言、
- 29 天正六年七月十六日 (景虎) 乗水右近殿

天正七年二月一日、上杉景勝は春日山城から出撃し、府内をことごとく焼いた。（『佐藤主税氏所藏文書』越佐史料卷五。六四七頁）

戈被得大利之已後、為始東条館寄居数ヶ所被攻落、追日被属御本意之由、誠御武勇之至無比類次第候、此上猶手堅御備專要候、委曲諸与彼口上候之間不能具候、恐々謹言。

（天正七）二月廿一日

勝頼（花押）

急度申届候、依、当月朔日・二日、不慮之仕合ヲ以、從春日山相勵、府内悉令放火候、無是非次第口惜敷迄候、

此訣ニ候条、（本庄秀綱）本清相談、以夜統日、早々参陣可走廻候、其節之儀者、（神余親綱）三条内江干今参陣無之候事歎敷候、此度之儀も右折角之条、私事を打置、三条有一味、一刻片時も早く於打著者、生々世々可為祝著候、左様ニ無之付てハ、去年以来之忠信も、水ニ可成候、能々有分別参陣待入候、猶、下村可申候、恐々謹言、

（天正七）二月五日

景虎（花押）

河田対馬守殿

（天正七）二月二十一日、上杉景勝は東条館を始めとして、寄居（砦）数ヶ所を攻略した。（『伊佐早文書』伊佐早謙氏所蔵、東京大学史料編纂所影写本）

以富山縫殿助重芳問珍重候、抑、去朔日、至府中被動干

急度申越候、仍而、両地仕置悉出来之間、一両日ニ可納馬候、因茲松倉（越中）当地境えよふかい、証人取、其元へ召連候而、於春日町ニ彼者共可有之宿十計急度可被申付候、必々堅可申付候、為其申越候、謹言、

（天正七）卯月十五日

景勝

行方六右衛門殿  
大村美濃守殿  
廣居善右衛門殿

（天正十二）天正十二年（一五八四）四月二十五日、山岸光祐と秀能は直江兼続等に春日山城大手口の寄居（砦）を厳重に警備するよう命じた。（『別本歴代古案』越佐史料卷六。五〇三頁）

（直江兼続）  
直与  
參御宿所

（天正十二）慶長二年（一五九七）二月十六日、上杉景勝は春日山城の普請と門、橋以下破損の修理を命じた。（『上杉年譜』景勝十九、三十九、東京大学史料編纂所影写本）

覚

一春日山御城御普請、黒金上野介・岩井備中守、其外少給人迄百石ニ付テ五人役之分ニ申付、自三月朔日、無油断御普請可申付事、

一所々御門橋以下破損之所、急度可申付事、一各御軍役シラヘ御普請奉行其方被仰付候条、少茂畠負仕、於油断者可為曲事次第之事、

右条々被仰付候間、起請文仕、急度差上可申者也

慶長二年

直江山城守

二月十六日

兼続

山出入  
光祐  
山宮  
秀能

（天正十二）四月廿五日

（斎四）  
（斎木四郎兵衛）

(33) 慶長二年十二月一日、春日山諸役所番の人数の覚。

(『上杉年譜』景勝十九、三十九、東京大学史料編纂所

影写本)

於春日山諸役所御番被仰付人数之覚  
一百四十六人 黒金上野介  
一三十人 広居又五郎  
一十三人 河隅越中守  
以上百八十九人

右之以人數御城中所々番山奉行以下急度可相勤旨被仰出  
候、其方為御横日被差副候条、無油斷御番所相改可申候  
以上、

直江山城守

十二月朔日

兼続

山田雅楽助殿

北条安芸守

北条丹後守

那波次郎

後藤左京亮

河田九郎三郎

竹沢山城守

倉賀野左衛門尉

上野中務丞

大石惣介

景広尚行

河田伯耆守

重親

於春日山諸役所御番被仰付人数之覚

黒金上野介

琵琶嶋弥七郎

長尾小四郎

斎藤下野守

安田宗八郎

河隅越中守

五十公野右衛門尉

吉江喜四郎

竹俣三河守

荒川弥二郎

加地宗七郎

柿崎左衛門大夫

本庄清七郎

竹俣小太郎

中条与次

河田勘五郎

新保孫六

三条道如斎

河田豊前守

河田勘五郎

和納伊豆守

新保孫六

鮎川大川

河田勘五郎

竹俣小太郎

新保孫六

神保安芸守

河田勘五郎

土肥但馬守

新保孫六

和納伊豆守

河田勘五郎

斎藤次郎右衛門尉

遊佐左衛門尉

寺嶋牛介

遊佐左衛門尉

寺嶋牛介

遊佐左衛門尉

平子若狭守

遊佐左衛門尉

寺嶋牛介

遊佐左衛門尉

(30) 享禄四年（一五三一）八月九日、山吉政久起請文。  
（『上杉家文書之一』三九八頁）

（包紙ウハ書）  
享禄四年八月九日  
（起請文）  
きしやうもん  
やまよし

敬白起請文事

(35) 天文十一年（一五四二）四月五日、守護上杉定実は  
隠遁しようとして、誓書を守護代長尾晴景に送る。（『上

杉家文書之一』四〇八頁。越佐史料卷三。八六四頁）

起請文文事  
（ママ）

（長尾）晴景事者不申及、於御舍弟達モ、別条有間敷候、今度ふ

（弘詔）つけていと申も、連々世上大くつ安閑無事ニ、残世過し度

計候、此義偽候者、

梵天、帝釈、四大天王、惣而日本國中大小神祇、殊春日  
大明神、賀茂、石清水、七千余社、當國一宮居多大明神、

府中六所、弥彦、二田御罰可深蒙者也、仍起請文如件、

天文十一

（上杉定実）  
玄清（花押血判）

八月十日

政久（花押血判）

四月五日

長尾弥六郎殿  
（晴景）

# 花ヶ前盛明 城郭研究シリーズ

## 〔著書〕

- ① 『柏崎地方における中世の山城—北条城・安田城・八石城・旗持城—』  
越後城郭調査報告第一号 昭和四六年三月 柏崎市教育委員会発行

- ② 『柏崎地方における中世の山城—赤田城—』

- 越後城郭調査報告第二号 昭和四七年三月 刈羽郡刈羽村教育委員会発行

- ③ 『柏崎地方における中世の山城—二田城—』

- 越後城郭調査報告第三号 昭和四八年三月 刈羽郡西山町教育委員会発行

- ④ 『樹形城—越後城郭調査報告第四号 昭和五十年三月 三島郡越路町教育委員会発行』

- ⑤ 『上越地方の城館跡』越後城郭研究第一号 昭和五二年三月 越後城郭研究会発行

- ⑥ 『中越地方の城館跡』城後城郭研究第二号 昭和五三年三月 越後城郭研究会発行

- ⑦ 『下越地方の城館跡』城後城郭研究第三号 昭和五四年三月 越後城郭研究会発行

## 〔論文〕

- ① 『越後福島城』(「歴史研究」No.八八号 昭和四二年) 人物往来社歴史研究会発行  
② 『御館城』(「歴史研究」No.一一三号 昭和四五年) 新人物往来社歴史研究会発行  
③ 『上条城』(「歴史研究」No.一三八号 昭和四七年) 新人物往来社歴史研究会発行  
④ 『二田城址』(「歴史研究」No.一四六号 昭和四八年) 新人物往来社歴史研究会発行  
⑤ 『椎谷陣屋』(「柏崎刈羽」創刊号 昭和四九年) 柏崎刈羽郷土史研究会発行

- 〔執筆〕
- ① 『福島城と高田城』(「歴史手帖」二巻一号 昭和四九年) 名著出版社発行  
② 『上条城』(「柏崎刈羽」第二号 昭和五〇年) 柏崎刈羽郷土史研究会発行  
③ 『樹形城跡』(「歴史研究」No.一七二号 昭和五〇年) 新人物往来社歴史研究会発行  
④ 『直峰城跡』(「越後地方史の研究」昭和五〇年) 渡辺慶一先生古稀記念論集刊行委員会発行  
⑤ 『勝山城』(「柏崎刈羽」第四号 昭和五一年) 柏崎刈羽郷土史研究会発行  
⑥ 『古城・館址探訪 越後国 上越地方』(「歴史と旅」昭和五一年一月号) 秋田書店発行  
⑦ 『古城・館址探訪 越後国 中越地方』(「歴史と旅」昭和五一年二月号) 秋田書店発行  
⑧ 『古城・館址探訪 越後国 下越地方』(「歴史と旅」昭和五一年三月号) 秋田書店発行  
⑨ 『柏崎地方の城館跡』(「頸城文化」三七号 昭和五二年) 上越郷土研究会発行  
⑩ 『三島郡の城館跡——与板城を中心として』(『中村辛一教授退官記念論集 歴史研究と社会科教育』昭和五二年) 中村辛一教授退官記念事業会発行  
⑪ 『春日山城と上杉氏』(「歴史と旅」昭和五二年一〇月号) 秋田書店発行  
⑫ 『上杉謙信の攻略した城』(「歴史と旅」昭和五三年一〇月号) 秋田書店発行  
⑬ 『高田築城と徳川政権』(「歴史手帖」八巻二号 昭和五五年) 名著出版社発行
- ⑭ 『日本城郭全集』(6) 昭和四三年 新人物往来社発行  
⑮ 『探訪日本の城』(5) 北陸道「全国城址一覧 越後国」 昭和五三年 小学館発行